

○小牧市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業実施要綱

平成30年3月30日

29小長第4366号

改正 令和元年7月1日31小長第859号

令和2年12月28日2小障第2247号

令和4年11月10日4小障第1991号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児（以下「難聴児」という。）の言語習得及び教育における健全な発達を支援するため、補聴器の購入及び修理に要する費用（以下「購入等費用」という。）の一部を給付する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給付の対象となる難聴児は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する18歳未満の者

(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上であって身体障害者手帳の交付の対象とならない者

(3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の対象としない。

(1) 給付を受けて補聴器を購入した者が、当該給付の決定の日から5年を経過するまでの間に補聴器を再購入する場合

(2) 給付の対象となる難聴児が属する世帯の世帯員のうち、申請のあった月の属する年度（4月から6月までにあつては、前年度）の市民税所得割額が46万円以上である者がいる場合

(3) 給付の対象となる難聴児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律

第50号)その他の法令の規定に基づき、補聴器の購入費の助成を受けている場合

(給付の対象)

第3条 給付の対象となる補聴器の名称及び修理部位は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「算定基準」という。）別表に掲げるものとする。この場合において、算定基準別表中「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度・高度難聴用」と読み替えるものとする。

2 給付の対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳の片側装用のものとする。ただし、教育・生活上において真に必要と認められる場合は、両耳又は交互に装用できるものについても対象とする。

(給付額)

第4条 給付の額は、算定基準別表に掲げる価格と購入等費用の額のいずれか低い額（以下「基準額」という。）と購入等費用のいずれか低い額の3分の2（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は申請のあった月の属する年度（4月から6月までにあつては前年度）の市民税非課税世帯に属する者にあつては、基準額の全額を給付する。

3 前条第2項ただし書の規定により、両耳に装用する補聴器について給付の対象とする場合の給付の額は、左右それぞれの補聴器について算定した額を合算した額とする。

(申請)

第5条 給付を希望する難聴児の保護者（以下「申請者」という。）は、補聴器の購入又は修理を行う前に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等（購入・修理）給付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することについて同意

を得たときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費給付についての意見書(様式第2)
(補聴器の購入に係る給付金を申請する場合に限る。)
- (2) 補聴器の購入又は修理に係る見積書(小牧市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱(平成20年1月24日19小福第2658号)第2条第3項の規定により、市に登録がされている補聴器業者(以下「登録業者」という。))が作成したものに限り。
- (3) 世帯員全員の市民税所得割課税額(申請日の属する年度(申請日が4月から6月の場合は前年度)に納付すべき市民税(当該年度の前年度の1月1日において本市の住民票が作成されていない場合は、その日に住民票が作成されている市町村の市町村民税をいう。))の所得割課税の額をいう。)を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(給付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、給付の決定をしたときは軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付決定通知書(様式第3)により、給付をしないときは軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付申請却下通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付の決定の通知をするときは、併せて軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付券(様式第5。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(給付金の請求)

第7条 給付の決定を受けた申請者は、登録業者に給付券を提出し、購入し、又は修理する補聴器の価格から給付の金額を差し引いた額(以下「利用者負担額」という。)を登録業者に支払うとともに、委任状により、給付金の受領を登録業者に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた登録業者は、必要事項を記入した給付券及び請求書を市長に提出し、給付金の請求をするものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により給付の決定又は給付金の支給を受けたとき。

(2) 当該給付金の支給を受けて購入した補聴器を、給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供したとき。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年31小長第859号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年2小障第2247号) 抄

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市在宅重度身体障害者住宅改善費補助金交付要綱、小牧市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、小牧市日常生活用具給付事業実施要綱、小牧市補装具の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱、小牧市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業実施要綱及び小牧市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙(小牧市在宅重度身体障害者住宅改善費補助金交付要綱様式第2を除く。)は、改正後の小牧市在宅重度身体障害者住宅改善費補助金交付要綱、小牧市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、小牧市日常生活用具給付事業

実施要綱、小牧市補装具の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱、小牧市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業実施要綱及び小牧市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和４年４小障第１９９１号）

この要綱は、令和４年１１月１０日から施行する。